大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）希望者登録について（案内）

大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課

大阪府立支援学校において、幼児児童生徒の障がいの重度化・多様化に対応するため、自立活動の指導等を行う特別非常勤講師（福祉医療関係人材〔理学療法士/作業療法士/言語聴覚士/臨床心理士・公認心理師）として勤務を希望する人の登録を受け付けますので、府立支援学校での勤務を希望される方は、お申し込みください。

なお､特別非常勤講師（福祉医療関係人材）は必要が生じた場合に限って任用します。登録された人がすべて任用されるものではありませんので､ご留意ください。

　**１　登録の要件**

（１）理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格認定証又は公認心理師登録証

（２）地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと

　**２　勤務条件等の概要について**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | その専門性を発揮し、幼児児童生徒に対する指導のほか、教職員に技術的助言や実技指導等を行う。 |
| 任用形態 | 期間の定めあり各学校の授業実態等に応じて勤務していただきます。（参考）概ねの通年実績：年間1日１時間（1校勤務）～年間49日　212時間（４校勤務） |
| 条件付採用期間 | 条件付採用期間あり（１月） |
| 勤務地 | 大阪府立支援学校 |
| 報　酬　等 | ・報酬額及び交通費を支給する。・報酬額：勤務１時間につき　3,010円とする。・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は届出に基づいて支給する。・昇給、勤勉手当、退職手当：なし・期末手当・勤勉手当：あり（ただし、任用期間が６月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者（＊）に限ります。＊「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは次のいずれかの者のことをいう。①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者②任用期間において月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が６月以上の者 |
| 支払方法 | 月の１日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日にあたるときはその直前の銀行営業日）に支給する。 |
| 勤務時間休暇等 | ・勤務時間：原則幼児児童生徒が在校する時間（９時から１６時）の間で決定する。・休憩時間：６時間を超える場合においては４５分の休憩あり・時間外勤務：なし・休暇：６月を超え、年間48日以上勤務する場合には１日以上の年休を付与。・特別休暇（有給・無給）：あり |
| 社会保険等 | 原則、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の適用はなし。※ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。雇用保険は、１週間の勤務時間が20時間以上で31日以上の任用期間がある場合、適用となる。 |
| 災害補償 | 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第50号）の定めるところによる。 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）を適用する。 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |

（１）具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

（２）勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上

勤務時間の変更等を行う場合があります。

（３）標記の勤務条件等は令和７年４月1日現在の内容のため、今後変更される場合があります。

その詳細については地方自治法及び地方公務員法並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則(平成３１年大阪府教育委員会規則第21号)等の関係法令により定められていますので、大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課に確認してください。

　**３　申込の方法**

**【受付窓口及び郵送先】**

**〒540-8570 大阪市中央区大手前２丁目**

**大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課　（大阪府庁別館６階）**

**電話**06-6941-0618

最寄り駅 　Osaka Metro谷町線・京阪「天満橋駅」３番出口から約400ｍ

　　 　 Osaka Metro谷町線・中央線「谷町四丁目駅」１Ａ番出口から約270ｍ

**大手前２**

【申込書の入手方法】

（１）ホームページからタﾞウンロｰドされる場合は、次のURLより取得してください。

 URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/bosyu_fukushiiryou/index.html>

（「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）について」ＨＰ）

 （２）郵送による請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒（１１０円切手を貼付、定形郵便用）を同封のうえ、窓口あてに請求してください。

（送付用封筒の表に、赤字で、「請求　大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）希望者登録申込」と記入）

　＊申込書送付に関し連絡が必要な場合がありますので、連絡先（電話番号、名前）を記入した書面を同封してください。

（３）窓口での配布を希望される場合は上記窓口へお越しください。

【申込にあたって】

（１）登録有効期間は登録を解除する日までとなります。解除を希望される場合はご連絡願います。

（２）登録は通年可能です。年間を通じて随時対応しています。

（３）写真の貼付もれ、返信用切手の貼付もれにご留意ください。

（３）申込みに必要な書類は次の2点です。

①「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）希望者登録申込書」

②「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）希望者登録票」

【申込書の受付】

（１）次のいずれかの方法により受け付けます。

① 郵送

・送付用封筒に１１０円切手を貼付し、宛先を明記した返信用封筒（１１０円切手を貼付、定形郵便用）を同封のうえ、送付してください。（送付用封筒の表に、赤字で、「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）登録申込書在中」と記入）

・登録手続き完了後、「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）希望者登録票」を送付します。

② 窓口に持参

受付時間は午前９時３０分から１２時１５分まで、午後１時から５時30分までです。

ただし週休日・休日は除きます。

　**４　任用等**

（１）府立支援学校のうち、勤務希望校での面接選考を経て、任用となります。学校の必要に応じて任用されるため、登録者すべてが任用されるものではありません。必要が生じた際には各府立支援学校の校長・准校長等から連絡させていただきます。

（２）登録が完了した際に配付する「大阪府立支援学校特別非常勤講師（福祉医療関係人材）登録票」は任用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

（３）登録された内容は、支援教育課で管理し、必要に応じて府立支援学校の管理職が閲覧しますが、それ以外には使用しません。

（４）登録を取り消される場合や登録内容に変更が生じた場合は、支援教育課までご連絡ください。

《連絡先》　大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課　　06-6941-0618